

1. 動物疾走時の対応

(1) 逸走した動物の捕獲方法 捕獲に有効な道具：飼料袋、軍手、ほうき、モップ等

- ① 逃亡動物を発見したら室内のドアを閉鎖し、周囲に知らせる。
- ② 室内の四隅に飼料袋を置き、ほうきやモップで追い込む。
- ③ 飼料袋を押さえて、動物を捕獲する。

*注意事項1. 捕獲するまで退室しない。

(2) 動物飼育室内で逸走動物を発見した場合

- ① (1)の方法などにより速やかに捕獲し、空ケージに収納する。
- ② 該当の飼育者に連絡する。
- ③ 個体識別番号などを確認し、どの実験に供している動物であるか判定する。

(3) 動物実験施設外で逸走動物を発見した場合

- ① (1)の方法などにより、速やかに捕獲し、空ケージに収容して、隔離する。
- ② 動物実験実施者に連絡し、飼育室における逸走の有無を確認する。
- ③ 個体識別番号などを確認し、どの実験に供している動物であるかを判定する。

2. 捕獲した逸走動物の措置

(1) 動物飼育室内で捕獲

- ① 個体が識別可能で、逸走時点が判明しており、ケージ外に逸走したことが実験に影響しないと動物実験責任者が判断できる場合は実験継続可とする。
- ② 個体識別可能だが、逸走が実験に影響すると判断した場合は速やかに安楽死させる。
- ③ 個体識別不可で、逸走時点が不明な個体は速やかに安楽死させる。

(2) 動物実験施設外で捕獲

- ① 動物実験実施者の特定を行った後、速やかに安楽死させる。
- ② 飼育室外で捕獲した動物を再び飼育室に戻すこと、および実験の継続は不可とする。

(3) 捕獲できなかった場合の措置

- ① 直ちに動物実験責任者および動物実験委員会に連絡する。
- ② 連絡を受けた動物実験委員会委員長は、緊急の場合は、警察、消防に連絡する。

3. 日常の逸走防止策

- ① 動物実験実施者は、動物の取扱いには慎重を期し、常に飼育匹数の把握に努めること。
- ② 動物実験実施者は、動物の取扱い時には、前室からの動物実験室出入り口扉が閉まっていることを確認すること。

- ③ 逸走時に動物の捕獲の障害となるような物品を動物飼育室内に置かないこと。
- ④ 動物実験実施者は、逸走時の搜索が容易となるよう、動物飼育室および動物実験室内を常に整理整頓すること。

4. 地震、火災時に取るべき措置

地震・災害時には、原則的に飼育装置及び実験室の施錠を行うこととし、動物を建物外に出さないよう封じ込める。

＜災害発生後の措置＞

- ①教室内（動物を含む）の被害状況を把握する。
- ②職員の安否、出勤の可否等を確認し、具体的な復旧対策を練る。
- ③動物の逃亡、死亡の確認を行う。
- ④給餌給水体制の確認、飼育室の衛生処理等の復旧を行う。
- ⑤被害の状況により、水源や飼料の確保が難しい場合は、人道的な方法を用いて動物を安楽死処置する。